

東京地方裁判所平成21年(ワ)第24208号

原告 荒井晴彦、社団法人シナリオ作家協会

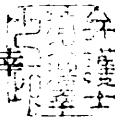
被告 西平秋子

## 準備書面 5

平成22年5月7日

東京地方裁判所民事第40部3A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清水 浩



### 第1 原告準備書面(3)に対する反論

- 1 同準備書面は、原告らが特殊かつ独自の理論構成に基づいて被告を攻撃しようとするものであり、そこで主張している事実は誤っており、また法律論としても意味をなしていない。
- 2 原告らは同準備書面 1頁、下から6行目以降において、被告の反論がわずか1行であるとか、紛争発生後2年半が経過して被告が拒否理由を追加したとか、事実と異なる主張を故意に行っている。

被告準備書面4はその全体で、原告らに対して詳細な反論を展開したものである。また、紛争発生後2年半というのはどこから期間を数えているのか理解に苦しむ。年鑑代表シナリオ集への脚本収録の要請の件については、2009年3月23日に文藝春秋の知財法務部長佐藤敏雄が森重プロデューサーに直接会ってはっきり断り、森重氏がそれを了解して「無理だということは分かっています。荒井さんに伝えておきます」と述べたので、被告及び文藝春秋は共にこの問題は決着がついたと考えていた。にもかかわらず、原告らは2009年7月になって本訴訟を提起したので、被告はその後訴訟のなかでこれまできちんと反論を行ってきたのである。原告準備書面(3)には、質問状(甲10)

に対して被告が沈黙に転じたとの主張もあるが、この主張も事実と反する。上記のとおり、2009年3月13日付けの同質問状に対しては、ただちに文藝春秋の知財法務部長佐藤敏雄が3月23日に森重プロデューサーに直接会い、回答及び説明を行ったのである。

- 3 原告準備書面（3）の「作品の解釈」に関する論理（同準備書面 4頁）は、本訴訟の争点と無関係である。作品の評論をする場合であれば、なるほど評者が作品を自由に解釈することができて然るべきである。しかし、本訴訟で問題になっているのは、小説を原作として映画化のために脚本という二次的著作物を創作するという場面である。その場合に原著作物の著作権者が有する権利については、著作権法で定められている。既存作品の評論と既存作品に基づく二次的著作物とは、著作権法において全く異なって扱われるものであるのに、原告らはその区別がついていない。批評や評論としてであれば、原告荒井が本原作をどのように解釈しようとも、自由である。しかし、今回は原告荒井は本原作を基にしてその二次的著作物としての脚本を執筆したのであるから、著作権法のルールに従う必要がある。原告準備書面（3）の論理は、現行法の解釈を遙かに超越していて、もはや立法論であり政治的運動の域である。
- 4 原告らは、被告が契約に違反しているという主張もしている。しかし、原作使用許諾契約書（乙4）はそもそも、訴外文藝春秋と訴外ステューディオスリーが契約当事者であり、原告も被告も当事者ではない。したがって、同契約の定めは、原告らと被告の間で拘束力をもつことはない。この点に関して原告らは、映画製作会社との間で関係者が1対1の契約を個々に締結すると、その各関係者相互間の横の関係でも契約があるのと同じになるという、独自の理論を述べているようである（訴状 8頁）。映画製作の実務においては、映画製作会社（プロデューサー）が中心に位置して、俳優、制作スタッフ、現像スタジオ、監督、原作者、脚本家、配給会社等のさまざまな関係者との間で放射線状に1

対1で契約を締結するものであるが、そうすると関係者間にも契約があるのと同じになるというのは、極めて珍しい法解釈論といえよう。

- 5 一方、原告らが本件においてそのように原作使用許諾契約書（乙4）を援用して被告を攻撃するというのであれば、第3条第5項だけでなく、以下の定めも斟酌されなければならない。

#### 第5条第1項

「乙（ステューディオスリー）は、第3条各項の利用にあたって、本著作物の内容、表現又は題名等、甲（文藝春秋）の書面による承諾なしで変更を加えてはならない。」

#### 第5条第2項

「乙（ステューディオスリー）は、本映画のプロットおよび脚本を完成後、直ちに甲（文藝春秋）に対し3部提出し、本映画のクランク・イン前に甲（文藝春秋）の了解を得るものとする。」

しかるに、本映画製作の実際の過程においては、製作会社も脚本家も、事前に文藝春秋や被告に必要な時間的余裕をもって脚本を提出して、説明して協議するといった当然の手続きをとることは全くなく、逆に、クランク・イン（撮影開始）の日程を一方的にかつ間近に設定し、被告をして拒絶し難い状況を作り出し、それに乗じる形で被告から映画製作について了承を強引に得たのである。製作会社、脚本家らが上記第5条を尊重した態度をとり、原作者側から意見を十分に聞いて協議のうえで進めておれば、脚本の問題に起因する本件のような紛争はそもそも起こらなかった。

## 第2 ウェブサイトを利用した原告らから被告への攻撃、月刊「シナリオ」への脚本無断掲載に関する原告らの態度

- 1 原告らはそのウェブサイトを利用して、被告への攻撃を行っている。

原告協会は、そのウェブサイトの一番最初のページ（トップページ）において、ひときわ大きく目立つレイアウトを用いて「出版妨害禁止等請求事件 当協会は、脚本家・荒井晴彦氏と共同原告となり小説家・絲山秋子氏を提訴いたしました」と掲載し、本件訴訟について広く一般向けに告知した（乙17）。

このような告知の仕方は、その掲載位置・大きさ・顕著性などから見て、裁判に関する通常のお知らせという範疇を超えており、被告に対する過剰で執拗な攻撃にほかならない。

上記ウェブサイト（乙17）の「出版妨害禁止等請求事件 当協会は、脚本家・荒井晴彦氏と共同原告となり小説家・絲山秋子氏を提訴いたしました」という部分をクリックすると、今度は別のページが現れるようになっており、当該ページには「出版妨害禁止等請求事件（中略）事件の詳細は弁護士・柳原敏夫氏のホームページをご覧ください」と記載されていた（乙18）。

そして、その「弁護士・柳原敏夫氏のホームページ」という部分をクリックすると原告らの訴訟代理人が開設しているウェブサイトが現れるようになっており、当該ページの冒頭には

「脚本家・荒井晴彦氏 外1名 VS 小説家絲山秋子

－出版妨害禁止等請求事件－

自ら締結した契約を履行せず、脚本家の著作権を不当に抑圧する契約違反の事態を是正し、脚本家の本来の権利状態を回復するための闘い」

と記載されている（乙19）。

しかし、被告が「自ら締結した契約」であるというのは明らかに事実と反しており、本件が「脚本家の著作権を不当に抑圧する契約違反」であるかどうかは根拠薄弱である（控え目に言っても、大いに争いがあるところである）。にもかかわらず、このように断定した文言で被告を攻撃して一般に公開するのは、異常である。

2 本脚本が実は月刊「シナリオ」2006年7月号に無断で掲載済みである事実は、本裁判の開始後に被告のほうで発見して本裁判で明らかにした。これに対して原告らは悪びれるどころか、適法だと開き直っている。被告準備書面4（6頁、第3）で述べたとおり、原告らが被告の著作権を侵害したことは明白であり、そうした原告らが本訴訟において自らは被害者的立場であるとして救済を求めるは不適切極まりない。

### 第3 映画化に関して原作者が抗議をした事例

原告らは、被告が脚本収録を拒否したことをとらえて、前代未聞であるなどと述べ、あたかも被告がひとり特殊で、横暴であるかのごとく印象付けようとしている。しかし、映画化をめぐる原作者と映画製作者側に意見の対立が生じるのは珍しいことではない。ただ、当事者がそれを外部に発表したり、公に記録として残したりするのは稀であるので、そのような事情が必ずしも一般に知られていないにすぎない。

そこで、そのようなトラブルが出版物で公表されている例として、書籍「松本清張 映像の世界」（林悦子・著）を引用する。著者の林悦子氏は、松本清張氏が自分の作品の映像化のために設立した霧プロダクションの社員であり、松本清張氏の側近として当時の事情に通じた人物である。この書籍では、松本清張氏が自身の小説「迷走地図」の映画化に関し、脚本家と監督の姿勢に不満を持ち、そのために完成した映画のビデオ化を拒否したことが明かされている。該当箇所は、以下のとおりである。

古田求氏が脚本執筆に取りかかった。連日、古田氏は千駄ヶ谷の霧プロのオフィスで野村芳太郎監督とワンシーンずつ打合せをしながら書いていったのである。それはむしろ野村監督のイメージをシナリオ化する作業と言ったほうがあたっていたかもしれない。先生は社会派と言われるように小説『迷

『迷走地図』も政治の世界の不透明さと政治家の実態に真摯に迫った作品であったが、野村芳太郎監督の姿勢は「フォーカスやフライデーのような野次馬的視点から描きたい」というものであった。

「古田君には『迷走地図』をどのように映像化したいという明確な意思はないのだろうか。野村さんの口写しでシナリオを書いても良いものになるとは思えない。脚本家と監督は時に真っ向から対立するくらい迫力ある意見を戦わせるのでなければ良い作品は生まれにくい。年齢的にもキャリアの上でも古田君は野村さんの言うままにならざるを得ないのではないかと。野村さんはラクな方法をとろうとしているようにしか思えない。かつて会社の反対を押し切ってまで粘って『張込み』を撮った時のような迫力を最近の野村さんから感じられなくなってしまった」と先生は残念そうに言った。「橋本忍さんなら野村監督と対等に話ができる。橋本さんに脚本をお願いすることはできないだろうか」とも言ったが、この頃、橋本忍氏は、自身の脚本・監督で『幻の湖』という作品を撮る準備をしていたので依頼できる状況ではなかった。従って先生は映画『迷走地図』の出来には不満であった。

昭和五十八年十月十八日、『迷走地図』完成披露特別試写会は松竹セントラル（当時）で開かれ、先生も舞台挨拶をした。宇野宗佑通産相（当時）、桜内義雄氏らの国会議員をはじめ約百五十人の政財界関係者も鑑賞した。

これまで松竹で映画化されてきた『張込み』『砂の器』『鬼畜』など数々の作品から強い信頼を寄せ、『迷走地図』も安心して任せていた野村芳太郎監督であったから、先生が期待を裏切られたような気持ちになったのは無理もない。松竹の映画作品の中で、先生がビデオ化を拒否した唯一の作品がこの『迷走地図』である。

この出来事も先生と野村芳太郎氏との溝を深める要因になったと言える。

#### 第4 被告準備書面1の情報の更新

キング・クリムゾンの楽曲「エレファント・トーク」を簡便に視聴できるサイトとして、被告準備書面1（6頁。脚注1）でyoutube（ユーチューブ）を紹介したが、その後、当該サイトが管理者によって抹消されたようである。現在では、同楽曲は同じyoutubeで下記いずれかへアクセスすれば視聴することができる。

<http://www.youtube.com/watch?v=LgfXA7dXvTM>

[http://www.youtube.com/watch?v=\\_NWrAu-N3Y4](http://www.youtube.com/watch?v=_NWrAu-N3Y4)

[http://www.youtube.com/watch?v=5-ip\\_e7fahU](http://www.youtube.com/watch?v=5-ip_e7fahU)

以上